

- 令和4年11月18日に建設業法施行令の一部を改正する政令※が公布され、**金額要件の見直し関係**については、令和5年1月1日から施行されます。
- また、「**適正な施工確保のための技術者制度検討会（第2期）**」において、**技術者途中交代の条件の見直し、同一の工事と見なせる範囲の合理化**の見直しの方向性について検討を行い、令和4年5月31日に「**技術者制度の見直し方針**」としてとりまとめられました。
- 上記を踏まえ、「**監理技術者制度運用マニュアル**」を改正し、**監理技術者制度の適確な運用の徹底を図ります。**

※建設業法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第353号）

1. 同一工事と見なせる範囲の合理化

■ 同一の監理技術者等が管理できる範囲の見直し

【三 監理技術者等の工事現場における専任】

- ・ 同一工作物の関連工事を別の監理技術者等が管理することは非合理的な場合もあるため、「随意契約」の場合でなくても、同一の建築物または連続する工作物に関する工事において、全ての発注者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た場合については、同一の監理技術者等による管理を認めることとする。

2. 技術者途中交代の条件の見直し

■ 合理的な範囲で柔軟な交代を可能に

【二-二 監理技術者等の設置】

- ・ 働き方改革、建設現場の環境改善等の促進や、建設業への入職促進・定着の観点から、監理技術者等が合理的な範囲で柔軟に交代することを可能とするため、工事請負契約において、監理技術者等の途中交代を行うことができる条件について書面その他の方法により発注者と合意がなされている場合は、監理技術者等の途中交代を可能とする。

3. 金額要件の見直し

■ 政令改正後の金額要件に修正

※()内は建築一式工事の場合

	改正前	改正後
特定建設業の許可・監理技術者の配置・施工体制台帳の作成を要する下請代金額の下限	4000万円 (6000万円)	4500万円 (7000万円)
主任技術者及び監理技術者の専任を要する請負代金額の下限	3500万円 (7000万円)	4000万円 (8000万円)

4. その他

- 発出済みの通知等に伴う見直し
- 表現の適正化

【二-二 監理技術者等の設置、二-三 監理技術者等の職務】

- ・ 営業所における専任の技術者、監理技術者等が職務に従事するにあたり、テレワークの扱いを明記。

【五 施工体制台帳の整備、六 工事現場への標識の掲示】

- ・ 施工体系図及び標識の掲示に関して、一定の要件を満たす場合、デジタルサイネージ等ICT機器の活用が可能である旨を明記。

【全般】表現の適正化